

要介護度によって利用可能な介護施設

要介護1以上でないと入所できないのが介護保険の特養、老健、介護療養型医療施設(平成23年廃止)の3施設とグループホームです。終身利用可能な特養は20年11月末現在入所待機者が966人いるという入所希望の多い施設で、要介護4と5で定員の7割という厚労省の指導もあり、大方は要介護3ぐらいでやっと入所可能になります。

入所期間限定の老健には特養に入所できない待機者が多く、特養同様に要介護3以上が多く、要介護2で利用している方はわずかです。グループホームは認知症の方が9人位で共同生活をする施設で、要介護3以下の利用者が大部分です。

要支援1や要支援2、非該当でも利用できるのが有料老人ホームや終身介護付き高齢者共同住宅ですが利用料が高くなります。入所が容易で待機せずに利用出来ることや、そのサービスにひかれて経済力のある方が利用しています。

